

平成 28 年
第 5 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 5 月 30 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市穎娃保健センター集団指導室

3. 出席委員(32人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子

7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 10 番 松村 孝徳

11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 14 番 松永 正美

15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋

19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治

22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 25 番 西牟田 實盛

26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子 29 番 吉崎 久男

30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平

33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(3人)

9 番 永山 明美 13 番 松久保 英生 24 番 仁田尾 三男

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 33 号 農地法第 3 条許可指令書の取り消しについて

○ 日程第 6 議案第 34 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について

○ 日程第 7 議案第 35 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 36 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見

聴取決定について

- 日程第 9 議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 38 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 39 号 農業委員会事務の実施状況について「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の承認について
- 日程第 12 農業委員の南九州市知覧地域審議委員の推薦について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦
農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。永山委員・松久保委員・宮原耕一委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 32 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 28 年第 5 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 112 ページをご覧くださいと重います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きますして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により14番 松永 委員、15番 寶代 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日5月30日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きますして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画 並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料は3ページからになります。

今回、農地法第18条第6項による通知事案は、1件の合意解約がなされま

した。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんからの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導で、理由は、耕作者変更のためとなっております。

次に農用地利用集積計画による通知事案ですが、23件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの 相続人代表〇〇〇〇さん、賃借人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか22件の申し入れです。解約の主導は、22番、23番は借り人主導、他は貸し人主導で、理由は、3番23番が所有権移転、7番が本人耕作、21番が規模縮小、22番が後継者移譲、他は耕作者変更によるものとなっております。地目ごとの内訳は、畑が58筆で67,800㎡の合意解約となります。地域別では、穎娃地域3件、知覧地域が21件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

梶山委員 9ページの合意解約の21番は、貸人主導の規模縮小で良いのですか。

農地係長 これは、借人主導の規模縮小に訂正をお願いします。

議 長 他に質問はありませんか

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。

資料は、13ページになります。今回認定されたのは3件です。

先ず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、社員4名パート2名で冬野菜中心の生産、販売、納品等を行ってきましたが、全員が高齢化しつつあり、質の良い安心、安全な作物、有料品質、品種栽培へのこだわりを追求し、経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、休耕田畑を活用した農地の集団化、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用等を希望しています。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻

と2人で、焼酎用甘藷の経営を行ってきたが、焼酎用甘藷の全体的な減反で休耕となった農地を活用して澱粉用甘藷の生産や、焼酎用甘藷の増反を行いたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと生産方式の合理化に制度資金等を活用し、機械の更新などを希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、母と2人で茶とキャベツを作ってきたが、経営の質を高めるために自分で管理、経営する畑を持ち、又、茶の有機栽培にも取り組みたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと生産方式の合理化に制度資金等を活用し、機械の購入などを希望しています。

今回の報告は以上でございます。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

田中委員 「農業経営改善計画認定者の氏名の後に年齢を記載していただくといいいのですが。

農政係長 農政課の所管ですので、年齢を記載してくださるようお願いいたします。

議 長 他に質問はありませんか

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第33号 農地法第3条許可指令書の取り消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それではご説明いたします。資料は15ページになります。

今回の案件は、平成28年4月27日付けで許可されたもので、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで所有権移転の申請がなされたものです。申請農地は、颯娃町〇〇の畑で、面積は646㎡です。取消し理由は申請錯誤によるもので、今回、改めて農業経営基盤強化促進法による所有権移転の計画が出されております。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします

質問, ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問, ご意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 33 号に係る案件については, 申請どおり取り消しを許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 33 号に係る案件については, 申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に日程第 6 議案第 34 号 農業振興地域整備変更計画書 (案) の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

穎娃地区の調査員の報告をお願いします。

梶山委員 5月 18 日, 西牟田委員と事務局の計 4 人で, 申請人及び農政課職員立ち会いのもと, 農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

審議番号 1 番ですが, 申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は, 穎娃町〇〇他 1 筆の畑で, 申請面積は 938 m²になります。申請人は隣接地で老人ホームを経営していますが, 来客用の駐車場が不足していることと現在の運動場に施設を増築することから, 駐車場と運動場を整備するもので, 「農用地区域からの除外」となっております。申請地は, 穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は 18 ページから 20 ページの地図をご覧ください。代替地については既存施設と一体利用するものであり, ほかに求めるものではありません。なお, 同時に 5 条の転用申請も提出されておりますので, 後ほど審議させていただきます。

次に 2 番ですが, 申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は, 穎娃町〇〇ほか 1 筆の畑で, 申請面積は 16,040 m²になります。申請人は, 〇〇に本店を置く太陽光発電事業を行う法人であります。申請地は茶園でありましたが, 経営の規模縮小を図りたいという所有者の意向があり, 太陽光発電施設を設置することでまとまったもので, 「農用地区域からの除外」となっ

ております。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は21ページから24ページの地図をご覧ください。代替地については、数ヶ所検討しましたが適当な場所が見つからなかったとのことであります。以上2件の申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 次に川辺地区の調査員の報告をお願いします。

君野委員 去る5月18日、外菌委員と事務局、私の4人で、申請人及び川辺支所農政係職員立ち会いのもと、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

3番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田で、申請面積は857㎡のうち102㎡です。申請人は、借家住まいで家族も増え手狭になったため、父親所有の申請地を譲り受け、隣接する田を一体利用して一般住宅を建築しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にありますが、詳細は25から27ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、他の農地には耕作道路が確保されているため、農地の集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れもないと判断いたしました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断するところです。

次に、4番の申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか3筆の畑で、申請面積は合計3,919㎡です。申請人は、太陽光発電事業等を営む法人ですが、申請地と隣接する畑・山林・宅地・原野12筆を一体利用し太陽光発電施設を設置しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇付近にありますが、詳細は28から31ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、他の農地には耕作道路が確保されているため、農地の集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れもないと判断いたしました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外について

は、やむを得ないものと判断するところです。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは1番ですが農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、目的が駐車場及び施設利用者の運動場としての利用であり、既存施設と一体で利用することから、他に求めるものではありません。用排水路等への影響につきましては、雨水等は道路側溝へ放流する計画であるため、特に影響を及ぼす恐れはありません。

次に2番ですが、代替地については、数ヶ所検討しましたが適当な場所がみつからなかったとのことでありました。用排水路等への影響につきましては、雨水等は敷地内の沈砂池から河川まで排水路を設けて排水する計画であるため、特に影響を及ぼす恐れはありません。また、2件とも周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断され、また土地改良事業等については、実施しておりません。以上、本申請につきましては特に問題はなく、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断されるところでございます。

以上です。

川辺分室 それでは申し上げます。

審議番号3番と4番の、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響については、現地調査員の報告にあったとおりであり、土地改良事業等についても実施しておりません。このことから、川辺地区2件の申請につきましては、特に問題はなく、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断されるところです。

補足説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

田中委員 農振の2番は地図で見ると、農振地域で広い面積が入っているわけです。

が、除外できるのでしょうか。

農地係長 除外できるとのことです。

田中委員 15,000 m²を超える広い面積の茶園で周辺にも茶畑が残っているようなのですが。

事務局長 この件につきましては、農政課、茶業課とも協議をいたしました、茶業課も、お茶畑として借りたい意向の農家もおらず、本人さんもお茶ではやっていけないとのことでしたので、除外は仕方がないとの考えのようです。

議 長 現地調査委員の方はどのように考えですか。

梶山委員 現地は穎娃の北の外れにあり、面積も大きいので防霜ファン等も多数あり農業経費がかかり赤字経営であるとのことや、もう近辺まで太陽光が進出しまた一方の農地は採草地で、太陽光でも特に影響は無いと考えました。又、農家の方の意向もあり、農業を続けても赤字では、やっていけないだろうと考えると仕方がないのではとの考えです。

議 長 この件についてどのように取り扱いましょうか

議 長 しばらく休憩にします。

議 長 それでは休憩前に引き続き審議を行います。

田中委員 今までこの様に大規模な農振地域の転用目的の除外は無かったかと思えます。今回これを認めると、今までの方から苦情が来るのではないのでしょうか。できれば農政課の方に農振除外の詳細な条件等を整理してもらい、再度審議をした方が良いのではないのでしょうか。

議 長 他にご意見はありませんか、それでは2番については、農政課より農振除外の条件等を詳細に表示してもらい再度審議を行うと言うことで、保留したいと思います。2番以外で質問意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第34号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、2番を除いて申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第34号については、2番を除いて申請どおり適当意見とすることに決定いたします。尚2番につきましては次回の委員会で審議をいたしたいと思います。

議長 次に、日程第7 議案第35号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。議案資料は33ページからになります。今回の申請は、所有権移転の12件であります。譲渡人は〇〇の〇〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん 他11件の申請であります。申請内容の内訳は、田が3筆で1,289㎡、畑が11筆で9,059㎡、合計14筆10,348㎡となっています。所有権移転の理由としましては、4番・5番は自作地相互の交換、7番・8番は親族、知人からの受贈、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が300,000円から670,000円で、畑が100,000円から770,000円で売買される予定です。地域別では、穎娃地域8件、知覧地域1件、川辺地域3件となっております。法第3条第2項各号の判断については、35ページから40ページの調査書のとおりでございます。併せまして1番・11番は、耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。なお、6番については下限面積未満ですが、隣接する農地を耕作する譲受人が取得する場合の例外に当たることから営農計画書は添付してありません。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 35 号については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 35 号案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 8 議案第 36 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員の報告を求めます。

まず、所有権移転の穎娃地区分 2 件の報告をお願いします。

西牟田委員 それでは、農地法第 5 条所有権移転について現地調査の報告をいたします。審議番号 1 番について、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 1 人です。申請農地は、穎娃町〇〇ほか 2 筆の畑で、申請面積は 1,635 m²になります。申請人は水産業を行う法人であります。今回、申請地及び周辺の山林を取得しエビの養殖場を建設しようとするものです。申請地には管理棟、出荷場、飼料用倉庫を建築する計画で、全体面積は 29,209 m²になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇から海岸側に入った所にありますが、詳細は 47・48 ページの地図をご覧ください。申請地の北側と東側は道路に、南側は山林に、西側は畑に接しております。現状のままでも利用しますが、畑との境界は法面保護を行いますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は水路へ放流する計画で、汚水・雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、隣接農地から 10m 離して建築しますので、影響を及ぼす恐れはないと思われま。

次に審議番号 2 番について、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 4 人です。申請内容については、先ほどの農振除外申請で説明がありましたので、省略しますが申請地は、穎娃町〇〇ほか 5 筆の畑で、申請面積は 1,335 m²。転用目的は駐車場及び運動場を整備しようとするものです。詳細は 49・50 ページの地図をご覧ください。申請地の

北側は道路に、東側は畑と宅地に、南側は畑に、西側は既存の施設に接しております。現状のまま利用しますが、農地との境界はブロック積みとしますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、道路側溝に流し込みます。日照通風等については、転用目的から、特に影響を及ぼす恐れはないと思われます。これらのことから、以上2件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 次に、知覧地区分3件について報告をお願いします。

宮原俊委員 去る5月18日、宮原耕一委員、事務局の計4名及び関係者立ち会いの元、農地転用申請にかかる現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。私からは、審議番号3番から4番までを報告いたします。

先ず、審議番号3番です。譲受人が、枕崎市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほか1人です。申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆で、畑の1,827㎡です。転用目的は、隣接する病院も利用しての通所リハビリ施設です。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇近くに位置します。詳細は、議案資料の51・52ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は畑と宅地に、東側は雑種地に、南側は道路に、西側は農地に接しています。現状のまままで利用し、境界には、よう壁を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝に、汚水・生活雑排水は下水道へ排水します。日照通風等については、隣接地から1.5～7m離して建築するので特に問題はないと判断しました。

次に、審議番号4番です。譲受人が、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇で、田の1,574㎡です。転用目的は、長年耕作されていない申請地と周囲の雑種地及び山林を一体利用しての太陽光発電施設です。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの瀬世上集落に位置します。詳細は、議案資料の53～55ページの地図をご覧ください。申請地は、雑種地及び山林に接しており、隣接する農地はありません。現状のまままで利用し、周囲には防護柵を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下で道路側溝に放流します。日照通風等については、周囲に農地がないので問題はないと判断しました。

宮原耕委員 次に審議番号5番です。譲受人が、東京都〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇畑の1,329㎡のうち573㎡です。転用目的は、隣接する住宅への通路等で利用するものですが、既に平成15年頃から通路等として利用しており、始末書が提出さ

れております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の56・57ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は宅地に、南側と東側は道路に、西側は畑に接しています。現状のままの利用で、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。日照通風等についても、転用目的から周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上、現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、川辺地区分4件について報告をお願いします。

外 員 審議番号6番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の畑、合計316㎡で、転用目的は山林です。申請地は、形状が悪く生産性も低いため、長年耕作されていないことから、隣接地を所有する申請人が山林として管理しようとするものです。申請地は、川辺庁舎からほぼ〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は58・59ページの地図をご覧ください。申請地の北側は昨年6月、資材置場として転用許可が出ている畑に、東側は山林・不耕作の田・道路に、南側は不耕作の田に、西側は道路に接しています。現状のまま利用しますので、土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は自然流下とし、日照通風についても、隣接農地から2m離して植林しますので影響を及ぼす恐れはありません。

次に、7番の譲受人は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんほか14人です。申請農地は、川辺町〇〇ほか16筆の畑、合計12,930㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。申請人は、耕作されていない申請地を取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇付近にあります。詳細は60から62ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は道路・山林・山林化された畑に接しています。最高50cmの盛り土・切り土を行いますが、周囲は防護柵を設け土砂流出等がないよう、雨水排水は沈砂池を設け水路に放流、北西方向に流す計画です。日照通風については、施設高が1.6mで影響を及ぼす恐れはありません。

次に、8番の譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか2筆の畑、合計245㎡で、転用目的は一般住宅です。申請人は借家住まいですが、両親宅に隣接する父親所有の申請地を譲り受け、住居を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎からほぼ〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は63・64

ページの地図をご覧ください。申請地の東側は道路に、他は宅地に接しており、隣接する農地はないことから、土砂流出、日照通風等については、特に問題はありません。

次に、46 ページ、審議番号9番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の畑、合計193㎡で、転用目的は通路・駐車場です。申請人は高齢になり、住居も老朽化したことから、バリアフリー住宅を新築する計画で、住居までの通路・駐車場を整備しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎からほぼ〇〇に直線で〇〇の上の〇〇にあります。詳細は65・66ページの地図をご覧ください。申請地の北西側は水路に、北東側は不耕作の田に、南東側は道路に、南西側は現況宅地の田に接しています。最高1.8mの盛り土を行いますが、よう壁を設けるため土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は自然流下で道路側溝に流し込む計画です。日照通風については、転用目的からみて影響を及ぼす恐れはありません。これらのことから、以上川辺地区4件について、申請農地の転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明します。資料は、44 ページからになります。

審議番号1番ですが、立地条件について、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、水産動植物の養殖用施設を設置するものであることから、不許可の例外である「養殖用施設等」に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、エビの陸上養殖場を建設するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われれます。

次に2番についてですが、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、経営する老人ホームの隣接地にあることから、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、隣接する施設の一部として駐車

場・運動場を整備するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われます。以上2件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところおりませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等については、2番が農振除外の手続き中で、他は必要ありません。これらのことから、穎娃地域2件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。以上です

知覧分室 審議番号3番から5番までを補足説明いたします。

先ず、審議番号3番です。立地基準ですが、申請地の南側が、上水道及び下水道が敷設(ふせつ)された幅員4m以上の市道『〇〇』線に面しており、かつ隣接地に医療機関・〇〇〇〇と概ね300m以内に公共施設・〇〇〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額を融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはおりません。関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番です。立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当

すると思われます。続いて、一般基準の資力及び信用は、既に平成15年に通路と利用しており、今回始末書が提出されているところです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、すでに転用済みであります。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で補足説明を終わります。

川辺分室 審議番号6番の立地基準については、都市計画法で第一種住居地域として用途地域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。

次に、審議番号7番の立地基準については、住宅地等が連たんしている区域に近接し、農地の規模がおおむね10ha未満の区域であることから、第2種農地の市街地近接農地と判断されます。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書及び九州電力からの発電設備等契約申込みに対する回答書が添付されており要件を満たしております。なお、雨水排水対策については、北西側に排水する計画ですが、地元住民の関心が高いため、十分な説明をするよう申請者に要望したところであります。

次に、審議番号8番の立地基準については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、全額を金融機関からの融資で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、

特に必要ありません。

次に、46 ページ、審議番号9 番です。申請地に隣接する宅地 8565 番にある現在の住宅を建て替える計画であります。崖をかかえており、建築基準法で 580.61 m²のうち 267 m²が崖後退敷地として建物の建設ができないため（実質 313 m²程度）、やむを得ず申請地部分を住居への通路・駐車場として利用するものです。立地基準については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありませんが、申請地に隣接する水路について、現況は暗渠となっており、その上部に建築物等を設置するものではないため、従来どおり利用することについては問題ないとのことであります。

以上4件の申請について、転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ該当する者はありませんでした。また、申請用途に遅滞なく供することの確実性については、目的どおり許可後の速やかな転用は確実であると思われれます。このことから、川辺地区4件の転用はやむを得ないと判断するところでございます。以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第36号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 36 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 ここで暫く休憩いたします。(10分休憩)

議長 休憩前に引き続き審議を行います
次に、日程第 9 議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。議案資料は 69 ページからになります。

まず、「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 11 件であります。所有権移転の理由は、7 番から 10 番は農地売買等事業によるもの、他は規模拡大によるものとなっています。地目の内訳は、畑が 17 筆 25,234 m²となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり 300,000 円から 600,000 円で売買される予定です。地域別の件数は、穎娃地域、知覧地域が 6 件ずつとなっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。資料は 71 頁から 84 頁となります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 104 件になります。設定面積は、田が 32 筆で 26,981 m²、畑が 111 筆で 159,691 m²、合計 143 筆の 186,672 m²になります。地域別では、穎娃地域が 5 件、知覧地域が 35 件、川辺地域が 65 件となっております。

次に、「賃貸借利用権の移転」であります。資料は 85 頁から 88 頁になります。利用権を移転する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の移転を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は、畑が 33 筆、33,172 m²であります。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。資料は 89 頁から 94 頁になります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの 相続人代表 〇〇〇〇 さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 18 件であります。設定面積は、田が 6 筆 4,765 m²、畑が 46 筆 55,369 m²、合計 52 筆 60,134 m²であります。地域別では、穎娃地域 7 件、知覧地域、川

辺地域6件ずつとなっています。

以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号38番については武田豊子委員が、賃貸借利用権の移転の1番と使用貸借利用権の番号12、13番は大隣委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号38番と賃貸借利用権の移転の1番と使用貸借利用権の番号12、13番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第37号の案件の内、賃貸借利用権設定の番号38番を除く104件と使用貸借利用権の番号12、13番を除く17件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第37号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
武田豊子委員、大隣委員、にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。
(武田豊子委員、大隣委員、退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号38番と賃貸借利用権設定の移転の全案件と使用貸借利用権設定の番号12,13番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案37号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。
(武田豊子委員、大隣委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第37号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第38号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

知覧分室 議案第38号について説明いたします。
議案資料は、95・96ページになります。
入会林野整備事業につきましては、昭和41年に施行(しこう)された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。この

法律は、入会権（いりあいけん）を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。この事業はあくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第3条第2項の各号に該当しないか判断する必要がありますが、従来の農地法第3条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇〇〇入会林野整備組合 組合長 〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数23名、筆数98筆の77,084.27㎡で、内農地に関する部分が、関係者数4名、筆数5筆の3,762㎡(畑3筆 2,530㎡, 樹園地2筆 1,232㎡)であります。これらの入会権者に関する経営面積は96ページに記載してありますのでお目通し願います。

この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第38号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第38号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第11 議案第39号農業委員会事務の実施状況について「平成

27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の承認についてを議題に供します。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

資料は98ページからです。

農業委員会の活動点検・評価につきましては、昨年度まで適正化通知により実施してきましたが、今般の農業委員会法の改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況 その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することとされました。本日は、平成27年度の評価と平成28年度の活動計画につきまして、承認いただくというものでございます。まず、98ページからの平成27年度の点検・評価については、今回までは従来の型で作成することになっております。「法令事務に関する点検」，「法令事務に関する評価」，「促進等事務に関する評価」の3つからなりますが、総会の開催日や、議事録の公表など市のホームページにより周知しており、その他の項目につきましても概ねその内容は目標を達成したものと考えております。また、107ページからの平成28年度活動計画でありますが、これは変更された内容によるもので、107ページⅠの「農業委員会の状況」と、108ページⅢの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」が新しくなった項目で、ここについては農政課で作成していただきました。他の項目については昨年度と同様の内容となっております。今後の日程は、本日、承認を受けた後、6月末までに市のホームページに掲載して公表することになります。また県を通して国に報告することになりますが、内容について県から、補正・修正依頼があった場合は、修正等後のものを、27年度の評価と28年度の活動計画として公表させていただきますので、あらかじめ、ご了承いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第39号農業委員会事務の実施状況について「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の承認について原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 39 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 12 農業委員からの南九州市知覧地域審議委員の推薦についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 日程第 12 についてご説明申し上げます。5 月 2 日付けで市行政改革推進係りより、南九州市知覧地域審議委員の推薦依頼がありこれには知覧地域の女性委員に出来ればお願いできると有りがたいとの要望がありましたので、会長、事務局長と協議いたしまして武田豊子委員を再度推薦いたしたいと思えます。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました農業委員からの南九州市知覧地域審議委員の推薦については武田豊子委員を再度推薦したいとのことですが委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。農業委員からの南九州市知覧地域審議委員の推薦については、武田豊子委員を再度推薦するという事でよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、日程 12 については、原案どおり南九州市知覧地域審議委員の推薦については、武田豊子委員を推薦するという事で総務課行政改革推進係りへ報告いたします。

議長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございせんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 熊本地震災害義援金について説明

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第5回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後4時15分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 14 番

会議録署名委員 15 番
